

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領

平成27年5月27日
国立大学法人評価委員会決定
一部改正：平成31年3月22日
一部改正：令和2年9月7日

1. 概要

- ・ 国立大学法人評価においては、各法人が強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築し、機能強化が図られたかという視点が重要である。したがって、法人の多様な役割に応じ、世界最高水準の教育研究の展開や全国の中心的教育研究の展開、地域活性化の中核的な役割を担う取組等について、適切に評価を行う。なお、大学共同利用機関法人については、上記の視点に加え、我が国全体を俯瞰し、学術研究全般の研究機能強化を図るという特性を踏まえ、個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究に係る取組状況についても、適切に評価を行う。
- ・ 第3期中期目標期間の業務実績評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行う。具体的には、各法人の自己点検・評価が着実に行われているかどうかを確認するとともに、各法人の中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の各項目の達成状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成状況の総合的な評価（全体評価）を行う。
- ・ 評価に当たっては、国立大学法人等の基本的な使命である、世界最高水準の教育研究の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保、地域活性化への貢献等に十分配慮するとともに、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意する。
- ・ 各法人の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。
- ・ 中期目標期間における業務実績の評価については、各法人の中期目標の達成状況等の調査・分析を行い、法人の業務実績全体について総合的に行うこととなるが、各法人が共通に取り組む必要がある事項について、別添1の「共通の観点」として、第3期中期目標期間における取組状況の評価する。
- ・ なお、「共通の観点」に係る平成28年度から平成31年度までの取組状況については、平成32年度に実施する国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める評価において、その状況の評価し、平成32年度及び平成33年度の取組

状況については、平成34年度に実施する国立大学法人法第31条の2第1項第3号に定める評価を実施する中で、その状況の評価する。

- ・ 国立大学法人法第31条の2第2項に基づき提出する国立大学法人法第31条の2第1項第3号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の様式については、評価作業の負担軽減に配慮するものとする。

2. 実施方法

(1) 項目別評価

① 教育研究等の質の向上

ア. 大学評価・学位授与機構が行う評価

- ・ 教育研究の状況の評価は、その特性に配慮して、国立大学法人法の規定に従い、評価委員会から、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に教育研究の状況についての評価の実施を要請する。
- ・ 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価するために必要な評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等は、機構が別に定める。その際、教育研究の特性を踏まえつつ、法人の多様な役割に応じ、世界最高水準の教育研究の展開や全国の中心的な教育研究の展開、地域活性化の中核的な役割を担う取組等について、個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究の取組状況も踏まえつつ、適正に評価するよう配慮する。また、大学共同利用機関法人については、我が国全体を俯瞰し、学術研究全般の研究機能強化を図るという特性を踏まえ、個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究の取組状況についても、適正に評価するよう配慮する。
- ・ 学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準を評価し、その単位（対象組織）は、第2期中期目標期間評価における現況分析の単位に準ずるものとし、別添2のとおりとする。
- ・ 各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする。
- ・ 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に評価結果案に対する意見申立ての機会を付与する。
- ・ 各法人の自己点検・評価を検証した上で、教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価結果も勘案し、「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標」及び「その他の目標」（ただし、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」、「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標」を除く）の項目（大学共同利用機関法人は、「社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標」を除き、「社会との連携及び社会貢献に関する目標」及び「共同利用・共同研究に関する目標」の項目を加える。）ごとに、中期目標の達成状況に基づき以下の6段階により評定する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な教育研究等の改善に資する観点から分かりやすく指摘する。

(4年目終了時評価)

評 定
中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある
中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある
中期目標の達成に向けて順調に進んでいる
中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる
中期目標の達成のためには遅れている
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある

(6年目終了時評価)

評 定
中期目標を上回る顕著な成果が得られている
中期目標を上回る成果が得られている
中期目標を達成している
中期目標をおおむね達成している
中期目標の達成状況が不十分である
中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある

イ. 評価委員会による検証

- ・ 「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」、「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標」については、後述「②ア.」と同様の方法により各法人が行う自己点検・評価に基づき、「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価の妥当性も含めて総合的に検証する。なお、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」については、その特性に配慮し、機構が行う学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価結果を参考にしつつ検証を行う。
- ・ 上記検証は、書面調査及びヒアリングを通じて行う。
- ・ 適正な教育研究環境を保持する観点から、各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織ごとに、別添3に示す方法により定員超過の状況を確認する。

ウ. 評価委員会による評定

- ・ 機構による各法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価結果を尊重する。
- ・ 附属病院及び附属学校に係る中期目標の達成状況は、イ. の検証を踏まえ、附属病院は別添4、附属学校は別添5にそれぞれ掲げる評価の共通観点に係る取組状況等も勘案し、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」の項目ごとに、全体的な状況を指摘した上で、優れた点や改善すべき点を、各

法人の自主的な改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。

- ・ 「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標」については、後述「②ウ。」と同様の方法により評価を行う。
- ・ 各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織の定員超過の状況は、必要に応じ、改善すべき点を指摘する。
- ・ 評価は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相对比较するものではないことに十分留意する。

② 業務運営・財務内容等の状況

ア. 法人による自己点検・評価

i) 国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める評価

- ・ 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理及び法令遵守等）」の4項目について、中期計画の記載事項ごとに、平成28年度から平成31年度までの事業の実施状況並びに平成32年度及び平成33年度の事業の実施予定を自己点検・評価し、実績報告書に以下の4段階により進捗状況の記号及びその判断理由を記載する。

ii) 国立大学法人法第31条の2第1項第3号に定める評価

- ・ 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理及び法令遵守等）」の4項目について、中期計画の記載事項ごとに、平成28年度から平成33年度までの事業の実施状況を自己点検・評価し、実績報告書に以下の4段階により進捗状況の記号及びその判断理由を記載する。ただし、平成28年度から平成31年度の中期計画の記載事項ごとの実施状況については、第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の実績報告書を参照することとし、実績報告書には、第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の実績報告書に記載した平成32年度及び平成33年度の実施予定からの変更状況を記載することとする。

進捗状況	
中期計画を上回って実施している	(Ⅳ)
中期計画を十分に実施している	(Ⅲ)
中期計画を十分には実施していない	(Ⅱ)
中期計画を実施していない	(Ⅰ)

- ・ 平成31年度の実績報告書及び第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の実績報告書並びに平成33年度の実績報告書及び第3期中期目標期間の実績報告書は効率化の観点から様式を一体のものとする。

イ. 評価委員会による検証

- ・ 「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価の妥当性も含めて総合的に検証する。
- ・ 上記検証は、書面審査及びヒアリングを通じて行う。
- ・ 法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ. 評価委員会による評定

- ・ イ. の検証を踏まえ、別添 1 の「共通の観点」に係る取組状況等も勘案し、項目ごとに、中期目標の達成状況に基づき以下の 6 段階により評定するとともに、特筆すべき点や優れた点、改善すべき点を、各法人が自主的に行う業務運営の改善に資する観点から分かりやすく指摘する。
- ・ 学士・修士・博士・専門職学位課程の収容定員の充足率が一定程度（90%）以上となっているかどうか、第 3 期中期目標期間中の推移を勘案し、評価する。
- ・ 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相对比较するものではないことに十分留意する。

（4 年目終了時評価）

評 定	判断基準（目安）
中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	評価委員会が特に認める場合
中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある	すべてⅣ又はⅢかつ計画以上の進捗状況が認められる場合
中期目標の達成に向けて順調に進んでいる	すべてⅣ又はⅢ
中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる	Ⅳ又はⅢの割合が 9 割以上
中期目標の達成のためには遅れている	Ⅳ又はⅢの割合が 9 割未満
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

（6 年目終了時評価）

評 定	判断基準（目安）
中期目標を上回る顕著な成果が得られている	評価委員会が特に認める場合
中期目標を上回る成果が得られている	すべてⅣ又はⅢかつ計画以上の成果が認められる場合
中期目標を達成している	すべてⅣ又はⅢ
中期目標をおおむね達成している	Ⅳ又はⅢの割合が 9 割以上
中期目標の達成状況が不十分である	Ⅳ又はⅢの割合が 9 割未満
中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※ 上記の判断基準は目安であり、各法人の諸事情（別添 1 の「共通の観点」に

係る取組状況等を含む。)を勘案し、総合的に判断する。

(2) 全体評価

- ・ 中期目標各項目の項目別評価の結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体を記述式により評価する。
また、各法人が中期目標の前文に掲げている「基本的な目標」に対する具体的な取組状況について、各年度の進捗状況の確認も踏まえ記述する。

(3) 法人への意見申立て機会の付与

- ・ 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与する。
- ・ 機構が専門的な観点から行う教育研究の状況の評価は、機構において、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与した上で評価結果を決定していることから、意見申立ての対象としない。

(4) 評価結果の公表

- ・ 評価結果を決定した後、各法人に通知するとともに、実績報告書と併せて公表する。

3. スケジュール

(1) 国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める評価

平成32年

- | | |
|--------|--|
| 6月末まで | 各法人が「平成31年度及び第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の実績報告書」を提出 |
| 7月～8月頃 | 実績報告書を調査・分析（業務運営・財務内容等） |

平成33年

- | | |
|--------|--|
| 1月～2月頃 | 機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの意見申立て |
| 2月頃 | 機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、評価委員会に提出 |
| 3月頃 | 評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て |
| 3月～4月 | 第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表 |

(2) 国立大学法人法第31条の2第1項第3号に定める評価

平成34年

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 6月末まで | 各法人が「平成33年度及び第3期中期目標期間の実績報告書」を提出 |
| 7月～8月頃 | 実績報告書を調査・分析（業務運営・財務内容等） |

平成35年

- | | |
|--------|------------------------------|
| 1月～3月頃 | 機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの |
|--------|------------------------------|

意見申立て
機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、評価委員会に提出
3月～5月頃 評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て
第3期中期目標期間の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表

4. その他

本実施要領は、各法人を取り巻く諸事情や各年度終了時の評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行う。

共通の観点

1. ガバナンス改革

- 権限と責任が一致した意思決定システムの確立や法人運営組織の役割分担の明確化、監事の役割の強化等のガバナンス改革の取組が、人材育成・イノベーションの拠点としての法人の機能強化にどのようにつながっているかという観点から評価する。また、外部有識者の意見が法人運営に適切に反映され法人運営の活性化につながっているかという観点からも併せて評価する。

(確認事項例)

- ・ 戦略的・効果的な法人運営・資源配分の仕組みとその効果
- ・ 内部監査や監事監査結果の法人運営への反映状況

2. 財務内容の改善

- 国費の投入により支えられている法人において、経営基盤強化の観点から、財務内容を改善することは重要な課題である。外部資金の一層の獲得や財源の多様化等による自己収入の増加を図るとともに、財務データを最大限活用し、事実関係に裏打ちされた財務分析を実施することで、資源配分の重点化や経費の節減などその分析結果を運営の改善に活用しているかどうかという観点から評価する。

(附属病院を置く法人は、継続的・安定的な病院運営のために必要な取組も含む。)

(確認事項例)

- ・ 既定収入の見直しや新たな収入源の確保に向けた取組状況
- ・ 財務情報に基づく財務分析結果の活用状況

3. 法令遵守及び研究の健全化

- 法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が具体的にどのように機能しているかという観点から評価する。
- 法人が研究の健全化のために、研究費の不正使用や研究活動における不正行為を防止するための体制が具体的にどのように機能しているかという観点から評価する。

(確認事項例)

- ・ 法令遵守（コンプライアンス）に関する体制及び規程等の整備・運用状況
- ・ 災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況
- ・ 研究者及び学生に対する研究倫理教育の実施状況

機構が行う教育研究評価における学部・研究科等の教育研究の
質の向上の状況を含む水準の評価単位について

I. 基本的な考え方

1. 国立大学法人については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てる観点から、学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価の対象は、原則として、各法人が設置する学部・研究科等、国際共同利用・共同研究拠点、共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点に認定された施設とする。

2. 大学院と学部の関係、大学院と研究施設の関係、連合大学院等については、以下の原則により評価単位を工夫する。
 - (1) 研究面については、各法人の意向を聞き、学部・研究科等及び共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設の評価に必要な場合に、上記以外の教育研究組織も評価の対象とする。
 - ・上記以外の教育研究組織に所属して研究活動を行う教員がいる場合等が想定される。
 - (2) 学部と当該学部を基礎とする一般研究科は、研究面については、教員の実質的な重複を踏まえ、それらを一つの単位として一体的に評価する。【例1】
 - ・研究活動は、課程を区切って行われるものではないため、学部と研究科を一体的に評価する。
 - (3) 連合大学院は、大学院を一つの単位として評価し、評価結果を基幹校、参加校それぞれの中期目標の達成状況の評価において勘案する。【例2】
 - (4) 教育研究組織等を基礎とする独立研究科は、研究科を一つの単位として評価する。なお、研究面については、当該独立研究科の基礎となる組織における業績について、当該独立研究科の業績と明確に区分できない場合は、両組織の業績として評価できることとする。【例3、4】
 - (5) 学校教育法第85条但書及び第100条但書により、学部、研究科に代わる教育研究上の組織を置く場合の教育面・研究面の評価は、原則として、学部、研究科と同様に扱う。
 - (6) 教育関係共同利用拠点については、関連する学部・研究科等がある場合は、それらを一つの単位として一体的に評価することも可とする。
 - (7) 教養教育を行う全学的な教育組織は、評価の対象とせず、教養教育の実施状況については、学部の教育面の評価の中で扱う。
 - (8) 学則等に明確に位置づけられており、かつ当該分野において一定の研究水準を有する全学的な研究施設については、法人の意向を踏まえ、評価委員会が認める場合には、評価の対象とすることも可とする。